

市施設使用料の見直し（案）に対するパブリックコメントの実施結果

1 募集期間 令和7年8月26日から同年9月25日まで（31日間）

2 応募者数 3人（提出された意見 6項目）

番号	項目	寄せられたご意見等の概要	市の考え方
1	スポーツ施設 （市民総合体育館、城南緑地運動施設、海浜スポーツセンター）	恵まれた豊かな環境で、日々練習することへの対価は必要である。しかし、使用料10%の値上げによりクラブ会費の値上がり避けられず、部員が減少すると、活動自体にも制限がかかる。市内施設の値上げを行うことは、どのスポーツの活動においても、保護者負担が増えることになり、子どもたちの健全な育成の妨げになる可能性が高くなる。また、経済的格差の拡大や活動できる機会の減少につながるおそれもあり、活動を継続することが難しくなることに不安を感じている。 近年の部活動の地域移行化は大きな改革であり、保護者負担が問題視されているとともに、保護者や子どもたち、受け皿となる各団体は手探り状態の不安な中で活動している。部活動の地域移行化の受け皿になっているにも関わらず、適切な支援が行われるどころか、保護者負担が増えることに関して、大きな疑問を持っている。部活動の地域移行化で受け皿となる地域のスポーツ団体には支援が必要であり、負担が更にかかるという事態は避け、使用料の値上げを実施する場合は、市内の子どもたちの活動については据置きにすることを強く求める。 市民への公平なサービスの一貫として捉えるなら、市外の施設利用者への負担を近隣施設と足並みをそろえた使用料設定にすることも考えられる。しかし、現在合宿等で施設を利用している団体が使用料の値上げにより使用しなくなった場合、周辺の宿泊施設などの観光業等への影響も考えられ、地域の活性化においても不安要素が大きいのではないかと。	今回の使用料の見直しは、昨今の電気料金や燃料費等の高騰から維持管理経費の増嵩が著しい施設について、市が置かれている厳しい財政状況や、市民相互の負担の公平性確保、利用者負担への配慮という観点から、物価上昇や近隣施設との均衡を勘案し、行っているものであります。 海浜スポーツセンター及び城南緑地運動施設に係る団体使用料については、従来から市内の社会教育団体が社会教育上の目的のために使用する場合は50%減免しており、また、今回の見直しに当たっては、市民の健康増進やスポーツに参加しやすい環境を確保するため、市民総合体育館及び城南緑地運動施設の個人使用料を据え置くこととしているところであります。 中学校部活動の地域移行に伴い、保護者や地域の指導者の方には、様々なご協力をいただいておりますが、引き続き、子どもたちが楽しく、安全にスポーツに励むことができる環境を維持していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

2-1	加里屋まちづくり会館	生活にかかる全ての価格が上がっている昨今、酷税を払っている市の施設は市民サービスの観点から値を上げることは避けてもらねばならない。市民は、食費を含む生活費の節約を強いられている上に、文化や趣味に関することも我慢を強いられている現実であり、市としては市民サービスを第一に考え、施設使用料の値上げは避けるべきである。 万に一つ、価格を上げざるを得ないとしても、いきなり倍や3倍にするのではなく、他の施設と同様、1割や2割の値上げが妥当ではないか。	現在の利用料金は、約20年前の電気料金を基準に設定したまま据え置かれており、その後の光熱費や維持管理費の上昇により、このままでは会館の継続的な運営が難しくなる状況です。施設を安定的に維持し、市民の皆さまに引き続きご利用いただくためには、現在の物価を踏まえた一定の料金改定が必要と考えています。 また、今回の改定案において、利用料金の上昇率が高い区分があるのは、約20年前の基準で設定した料金を長年据え置いてきた結果、現行の物価や光熱費と比べて著しく低くなっていたためであり、急激な値上げを意図したものではなく、現在の物価に合わせて適正化を図るものであります。また、料金を検討するに当たっては、県内の類似施設の料金体系についても参考とし、これら類似施設と比較しても低い料金設定としていますので、ご理解をお願いします。
2-2	加里屋まちづくり会館	100円単位で料金設定を考えているのなら、今どき、現金払いもどうなのか。民間のように、1円～10円単位でのポイント制を導入するなど、是非検討してほしい。検討がないなら、見直し案には反対である。	ご意見をいただいた支払方法については、利便性向上の観点から重要な課題であると認識しています。しかしながら、キャッシュレス決済等の導入には、専用システムの整備や運用に新たな費用が発生し、結果として、それらの費用が利用料金の引上げにつながりますので、現時点での導入は難しいと考えています。 今後も引き続き市民の皆さまにとって利用しやすく、持続可能な形で運営できるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

3-1	加里屋まちづくり会館	営利目的の場合、料金は5割加算となっているが、もっと高く設定すべきではないか。	公共施設は本来、住民の福祉向上や公共の利用を目的として設置しているものであり、営利目的の利用は経済的利益を得る性格を有するため、通常の利用と区別して相応の負担を求める必要があります。 加里屋まちづくり会館は、にぎわいの創出や商業の振興のため、事業者の活動を後押しする役割も担っております。そのため、営利目的の利用であっても過剰な負担とならない程度の抑制的な加算率としており、中心市街地における商業活動を促進するという観点から、現行の5割加算が妥当であると考えています。
3-2	加里屋まちづくり会館	会館ホームページには、「赤穂市民や学生等が、『人』や『まち』に寄与する事など、当会館の設立主旨に添った集まりなどを、無料で開催し使用する場合は、ご使用料金が免除されます。」とあるが、どのような場合においても免除はされておらず、この記載はおかしいのではないか。	加里屋まちづくり会館では、赤穂市立まちづくり会館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、市が主催又は共催して使用する場合のほか、自治会、まちづくり協議会その他これらに類する地域を基盤として活動する団体が、公共福祉の増進や商業の振興等に寄与する活動に使用する場合などは利用料金を減免しています。ご指摘いただきました会館ホームページの記載については、誤解を招く可能性がありますので、分かりやすい表現に修正します。
3-3	加里屋まちづくり会館	民間の団体であっても、月謝や会費を徴収している場合は営利目的とし、きちんと使用料を徴収し、「人」や「まち」に寄与する活動に関しては使用料を免除すべきではないか。	月謝や会費を徴収して行う活動については、現行においても営利目的での利用と判断され、既に加算の対象として取り扱っています。 なお、減免の取扱いについては、上記3-2のとおりです。